

施策評価シート(平成22年度の振り返り、総括)

作成日 平成 23 年 7 月 7 日

施策	14	計画的な土地利用	主管課	名称	地域整備課	関係課	農政課(農村整備)
				課長	増田 伸之		

施策の目的	対象 (誰、何を対象にしているのか)	対象指標名	把握方法や定義など		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度見込み	
	①町内全域		①町の面積	国土地理院データによる		km <sup>2</sup>	780.91	780.91	780.91	780.91	
		②農用地面積	毎年度概要調書による「一般田」及び「一般畑」の「評価総地積」の合計値		ha	2,507	2,503	2,492	2,488		
		③国土調査対象面積	国土調査対象面積		km <sup>2</sup>	201.37	201.37	201.37	201.37		
		④都市計画区域面積	都市計画区域対象面積		ha	6,059	6,059	6,059	6,059		
意図 (対象をどういう状態にするのか)	成果指標名 (意図の達成度を表す指標)	設定の考え方	把握方法や定義など		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度目標	
	①自然と調和した農村空間を形成する ②賑わいと落ち着きのある都市空間を形成する	①自然と調和した農村空間があると感じている町民の割合	直接的な指標	町民アンケートによる		%		82.5	88.4	-	
		②賑わいと落ち着きのある都市空間があると感じている町民の割合	直接的な指標	町民アンケートによる		%		20.8	14.1	-	
		③国土調査事業の進捗率	国土調査が完了することで、地目、権利等が確定するため秩序ある土地利用計画の策定が可能となる。	国土調査実績報告調査による ※調査完了面積 / (780.91 - 国有林等)		%	43.4	43.6	44.0	44.2	

住民と行政との役割分担	1. 住民の役割 (住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	2. 行政の役割 (町がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)
	<p>①都市計画、農地、開発等に関する各種規制を遵守してもらう。 ※都市計画区域内5,000㎡以上、都市計画区域外10,000㎡以上の土地取引について届出をする義務がある。 ②自分の土地は責任をもって管理する。(耕作放棄地を出さないようにする、空き店舗をなくす等)</p>	<p>1) 町がやるべきこと</p> <p>①1,000㎡を超える開発について指導・助言を行う。また、規制している事項が遵守されているか監視及び指導する。 ②土地所有者(管理者)等へ土地取引に関する制度等の啓発活動をする。 ③計画的土地利用を行う場合、土地開発公社と連携して実施する。 ④国土利用計画を策定する。</p> <p>2) 国・県がやるべきこと</p> <p>&lt; 県 &gt; ①3,000㎡を超える開発についての指導・助言を行う。 ②町農業委員会の意見に基づき農地転用許可を行う。 ③国土調査事業等に係る財政的支援 ④都市計画決定に関する指導・助言 &lt; 国 &gt; ①町農業委員会の意見に基づき4haを超える農地転用の許可を行う。 ②国土調査事業に係る財政的支援</p>

平成22年度の評価結果	1. 施策の成果水準とその背景・要因		
	1) 現状の成果水準と時系列比較（現状の水準は？以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は？）	2) 他団体との比較（近隣市町、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は？）	3) 住民の期待水準との比較（住民の期待よりも高い水準なのか同程度なのか、低いのか、その他の特徴は？）
	<p>①自然と調和した農村空間があると感じている町民の割合は、平成20年度82.5%、平成21年度88.4%と5.9ポイント上昇した。数値的には高い水準にあると考える。地区別にみると、月夜野地区91.4%、水上地区74.9%、新治地区91.3%とバラツキがある。この要因は、月夜野地区や新治地区には比較的農地が多く、水上地区には農地が少ないためと考えられる。</p> <p>②賑わいと落ち着きのある都市空間があると感じている町民の割合は、平成20年度20.8%、平成21年度14.1%と6.7ポイント減少した。数値的には低い水準にあり、温泉地や商店街が閑散となっていることが要因のひとつと考えられる。地区別にみると、月夜野地区は21.3%が13.8%、新治地区は20.6%が15.2%に減少し、特に水上地区では21.8%から9.4%と12.4ポイントも減少している。賑わいの面で人口減少、観光入り込み客数の減少などが要因と考えられる。</p> <p>③国土調査事業の進捗率は、平成19年度43.4%、平成20年度43.6%、平成21年度44.0%、平成22年度44.2%と微増しており、計画的に取り組んでいる。月夜野地区はほぼ完了しており、現在は新治地区で実施している。なお、水上地区においては未着手の状態である。</p>	<p>①利根沼田地区の市町村について、農村空間、都市空間に関する共通の指標がないため比較できないが、近年の経済不況に伴って近隣市町村も本町と同様に開発行為の数は少ないと思われる。</p> <p>②県内の他市町村においても中心市街地の空洞化は重要な行政課題となっている。</p> <p>③国土調査事業の進捗率は、全国平均49%、県平均33%であり、みなかみ町44.2%は県の平均値を上回っており、早くから事業に取り組んできた成果と考えられる。</p>	<p>①農村空間については、農村空間があると思う町民の割合は88.4%、そのうち農村空間を保全したい町民の割合は92.3%で、町民全体のほぼ8割が農村空間を保全したいと考えていることになる。自然と調和した農村空間があると感じている町民の割合は8割を超えており、町民の期待水準を満たしていると考えられる。</p> <p>②都市空間については、都市空間が必要であると感じている町民の割合は54.1%であるのに対し、都市空間があると感じている町民の割合は14.1%であり、期待水準と乖離しているといえる。地区ごとの都市空間があると感じている町民の割合は、後閑駅周辺47.5%、町組地区24.7%、布施地区19.7%、下牧地区17.7%、湯原地区17.2%、水上駅周辺14.6%、猿ヶ京地区8.1%となっている。</p>
2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括		3. 施策の課題認識と改革改善の方向	
<p>①矢瀬蟹杵地区の土地区画整理事業において、計画的な土地利用を推進するため区画整理を実施し、ヤマキ(株)みなかみ工場を誘致した。</p> <p>②国土調査事業では、平成22年度に新治新巻地区の一部0.48km<sup>2</sup>の現地調査を実施し、44.2%の進捗率となった。</p> <p>③開発指導事務事業において、開発指導要綱に基づく開発協議を4件行い、適正な開発行為を指導・助言した。</p> <p>④平成22年度の農地転用件数は46件であり、うち一般住宅が14件、駐車場13件、倉庫等が17件であった。</p> <p>⑤土地開発公社への補助として、保有用地を管理するため運営補助30万円、利子補給8,654万円を行った。</p>		<p>①都市計画マスタープランが未策定であるため、平成24・25年度に策定する予定である。</p> <p>②新治地区の都市計画導入に向け、理解を得るため啓発活動を行う。</p> <p>③土地開発公社の保有資産のうち代行・先行用地として取得したものについては、早期の買い戻しを行い利子負担を軽減する。</p> <p>④「うららの郷」完成土地の販売促進方策の策定を行う。</p> <p>⑤未利用土地(特に耕作放棄地)の対策を行うため、土地状況の把握を行い対策の方向性を検討する必要がある。</p> <p>⑥新町の国土利用計画が未策定(月夜野:平成14年3月、水上:昭和59年9月、新治:昭和59年2月)であるため、計画策定を検討する。(計画は土地利用の基本方針を定めるもので、届け出は法令で定められているもの。)</p> <p>⑦国土調査事業において、国・県・町ともに財政難であるため事業費が少なく、進捗率は向上しない。この進捗率では、新治地区(国有林を除く)の国土調査が完了するまでに、30年以上かかる見込みである。</p> <p>⑧町の開発指導要綱で規制している開発面積は1,000㎡以上となっているが、これはリゾート法制定の時期に定めた数値であり、現在の経済状況や開発による地域振興等を考慮して、開発指導要綱の見直し検討を行う時期にきている。</p>	